

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1705

4 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
- 2, 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3, 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- 4, 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所得税）・法人住民税）
申告期限…4月30日
- 5, 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- 6, 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分、第2四半期分申告期限
…4月30日
- 7, 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- 8, 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間

◎税務のニュース

国交省／地方圏の住宅地／27年ぶり上昇 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

売掛金の未収金を回収する

1. 売掛金 …3
2. 売掛金の未回収が発生した場合
(1) ミスにより支払いが遅れていた …3
3. 売掛金を回収する手順
(1) 内容証明郵便による回収 …4

◇中小企業経営者のための豆知識

高級車を買うという節税

1. 課税対象額を圧縮 …8
2. 広告宣伝効果や財務効果 …9
3. 減価償却制度 …11

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

- 6 損金となる交際費
(1) 損金となる交際費の限度額 …12
- (2) 交際費とはどんなものか …13

○中小企業経営者のための仕訳の実例

◎通信費の仕訳

1. 通信費とは
(1) 通信費の定義・意味など …15
2. 通信費の決算等における位置づけ等
(1) 通信費の財務諸表における区分表示と表示科目 …17
3. 通信費の会計・簿記・経理上の取り扱い
(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等 …18

売掛金の未収金を回収する

売掛金は、会社経営や個人事業を営んでいく上で、常にしっかりと管理しなければならぬ重要な債権（お金）ですが、これは、取引相手との「信用取引」によって発生する特徴があります。

信用取引とは、その名の通り、取引相手を信用したビジネス方法であり、例えば、商品の代金（売掛金）を後でまとめて支払ってもらうことや資金の一部を貸付するといったことなどが信用取引にあたります。

通常、信用取引は、取引相手の信用を担保に取引を行う、広く馴染み深い方法になります。しかし、時に双方の信用が崩れてしまう危険性もあります。

具体的な一例として、商品の販売代金にあたる売掛金が回収できなくなることがあげられ、これを「貸し倒れ」といいます。

売掛金などの債権が貸し倒れになることは、会社や事業を今後継続していく上で、大きな支障が生じる可能性がある、重要な問題であることはいうまでもありません。

そこで、今回はこのようなことを踏まえて、売掛金の回収と具体的な貸し倒れ防止策について解説を進めていきます。

1. 売掛金

売掛金とは、「取引先や顧客に対して商品を販売したり、サービスを提供した際に発生する代金のツケ」のことをいいます。

例えば、事業を営んでいると仮定したとき、日常の取引の中で取引先や顧客に対して商品を売ったり、何かのサービスを提供したりすることがあります。

このとき、取引の金額や取引の量によって違いは生じるものの、都度、取引の現金の受け渡しをしつつ、領収書を発行するのは非常に手間や時間がかかってしまい、他の業務に支障が生じてしまう場合があります。

そこで、取引の締日と代金の支払い日をあらかじめ決めておき、締日までの代金（売掛金）をまとめて取引先などに請求し、代金の支払い日までに銀行振込などで入金対応をしてもらうといった流れが、売掛金の発生から売掛金の回収までの一連の流れとなります。

2. 売掛金の未回収が発生した場合

上述した売掛金の発生から売掛金の回収までの一連の流れについて、常に円滑に流れることは、取引を行うにあたって最も望ましいことであるのはいうまでもありません。

しかしながら、時に何らかの事情によって、この一連の流れが円滑に行われない場合もあります。

そこで、ここでは、仮に売掛金の回収が遅れてしまった場合に、少しでも未回収を防ぐために対応すべきポイントや、確認すべきポイントを大きく3つに分けて解説を進めていきます。

(1) ミスにより支払いが遅れていた

売掛金が代金の支払い日になっても入金されない1つ目のポイントは、相手側のミスによって支払いが遅れてしまった場合です。

多くの場合、事務手続き上のミスや多忙によるヒューマンエラー（人為的ミス）が考えられます。その場合、「電話」「FAX」「メール」などで、相手側の担当者へ軽く確認する程度の対応を心掛けるようにしましょう。

一般的には、これらの確認を行うことで後日、指定口座などへ代金の入金がなされ、売掛金の回収は問題なく終了します。

(2) 支払う余力がない

売掛金が代金の支払い日になっても入金されない2つ目のポイントは、相手側が代金を支払う余力がない場合です。

実務上は、ケース・バイ・ケースとなりますが、度々、支払い日を過ぎて入金となされる場合や電話やメールなどで入金対応の催促をした後の対応が遅い場合などは、相手側が代金を支払う余力がなくなっている懸念を強く抱いておく必要があります。

いわば、「将来貸し倒れになる危険性が高い」と予測できることから、取引の仕方を見直すほか、思い切って「現金決済に限定する」といった対応策も時には必要となるでしょう。

(3) 支払う意思がない（悪意がある場合）

売掛金が代金の支払い日になっても入金されない3つ目のポイントは、相手側が代金を支払う意思がない場合（悪意がある場合）です。

先に解説したような貸し倒れになる懸念を払拭するための対応策をあらかじめとっておくことで、このような最悪の事態は避けられるものの、「倒産」「破産」「夜逃げ」「音信不通」といったことによって、売掛金の回収をすることが全くできなくなってしまう場合もあります。

この場合、最終的には後述する「売掛金を回収する手順」のいずれかの方法を選択することになります。

しかし、通常すべての売掛金を回収するのは極めて困難であり、最悪な場合、すべての売掛金が回収できず貸し倒れとなってしまいます。

3. 売掛金を回収する手順

(1) 内容証明郵便による回収

どの弁護士に相談しても、真っ先に「内容証明郵便を出しましょう」と提案してくることが大半なので、売掛金の回収方法としてはオーソドックスなものであると言えます。

内容証明郵便とは、郵便物の内容文書について、いつ、いかなる内容のものを誰から誰へ宛てて差し出したかということをも日本郵便が証明する制度です。

内容証明郵便のメリットとして、消滅時効を一時的に中断させることができます。また、相手に対して心理的プレッシャーを与えることができます。内容証明郵便が弁護士の名義であればなおさら、その効果は大きいでしょう。

しかし、この内容証明郵便に法的な拘束力はなく、一通出すのに1,300円くらいかかるので、コストパフォーマンスも良いとは言えません。

(参) 内容証明の書き方

◇制限文字

内容証明は、文字数が決まっています。下記の文字数に納める必要があります。

・縦書きの場合

1行20字以内、1枚26行以内

・横書きの場合

1行13字以内、1枚40行以内

・横書きの場合で2段組の場合、

1行26字以内、1枚20行以内

※ 句読点、括弧などは、1字として扱います。

◇用紙

用紙の種類や大きさについては自由ですが、送る相手が1人の場合は同じものが3通（相手、郵便局の保管用、自分用）必要です。

◇印鑑

実印でなくても認められますが、文章が2枚以上になるときはその綴目に契印をしなければなりません。

(2) 交渉による回収

内容証明に対して何のアクションもなければ、債務者との交渉による売掛金回収から始めましょう。相手との関係悪化を極力避けることができる方法ではありますが、法律でどうこう決めるのではなく、任意による話し合いで決めるので、交渉が上手くいくかどうかは、債権者の交渉力と債務者のでかた次第になるところが大きいです。

(3) 相殺による回収

相手に対して買掛金がある場合は、未払いの売掛金と買掛金を相殺することで実際は回収することができます。相殺をする場合は、その旨を内容証明郵便にするだけで完了です。

(4) 商品引き揚げによる回収

仮に、自分の商品を相手方に販売している場合には、売り渡した商品を引き

上げる必要があります。また、相手方が保有している商品を売掛金の代わりに回収する方法も考えられますが、こちらについては、弁護士などの専門家と相談の上、合法的な手段を踏まえた上で行動に移す必要があります。

同意なく勝手に引き上げると窃盗罪となってしまうので要注意です。

(5) 債権譲渡による回収

相手が支払える現金を持っていなくても、第三者に売掛金を持っている場合、債権譲渡によって売掛金を回収することも可能です。

例えば、売掛金の支払いが滞っているA社が、自社商品を販売して得たA社売掛債権を自分たちが代わりに得るといったイメージです。

これによって、A社から直接入金となされなくとも、A社と取引をしている他社が自社に対してお金を支払うことになるため、結果として売掛金の回収がなされることとなります。

(6) 訴訟による回収

上記(1)～(6)の方法によっても回収できない場合には、以下の法的手段に出て回収することとなります。

① 公正証書

公証人役場で公正証書を作ってもらおうと、そこに書かれているとおりに支払いをしなかった場合、裁判所の判決なしでいきなり強制執行が出来るようになります。公正証書を作るには、債務者の実印つき委任状や印鑑証明が必要です。

② 支払督促

正式な裁判手続をしなくても、判決などと同じように裁判所から債務者に対して金銭などの支払を命じる督促状（支払督促）を送ってもらえる制度です。

③ 民事調停

民事事件に関して裁判官及び調停委員会が当事者を仲介し、双方の主張を調整し、その間に和解の成立を図る非公開の手続です。

④ 少額訴訟

簡易裁判所において、60万円以下の金銭を請求する場合に、1回の期日で審理を終えて判決することを原則とする特別な裁判手続きです。

⑤ 強制執行（差し押さえ）

強制執行は、自身の判断だけで勝手に行うのは泥棒と一緒にです。何を差し押さえるにしても、裁判所の執行官でないと行えません。また、強制執行前にも執行後にも法的に長くて面倒な手続きが沢山あり、お金もかかります。

そして、強制執行をしても、差し押さえたものが換金性のあるものかどうかはわかりません。つまり、お金をかけたにも関わらず、空振りになってしまうことも少なくないのです。強制執行はあくまでも、回収不能の際の最後の手段です。

⑥ 裁判になった場合には回収がさらに長引く

債務者である被告が裁判所からの書類に同封されている答弁書の用紙に、「今はお金がないので月々〇〇〇〇円の分割返済による和解を求めます」と記載して返信すれば、裁判所は原告（債権者）に「被告は〇〇〇〇円の分割を望んでいるが、どうかと和解を強くすすめてくることになり、結果的に少額の分割払いで和解になってしまうケースも多数あります。

また、両者とも譲らない場合は当然のごとく裁判が長引くので、判決が出るまでの間は一円も回収できません。恐ろしく時間がかかる為、売掛金の回収方法としては、脅しとしてはそれなりの効果があっても、即効性はありません。

4. 売掛金の回収と時効

法律上、売掛金の回収には時効制度が設けられており、「2年」と定められています。

次に掲げる債権は、「2年間」行使しないときは消滅します。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価にかかわる債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権“

5. トラブルを未然に防ぐための対策

売掛金回収のトラブルを未然に防ぐための対策としては、やはり「常日頃から売掛金管理をしっかりと行っておくこと」につきます。

具体的には、経理担当者などに任せるだけでなく、経営者や事業主自らが、売掛金の回収がスムーズに行われているか常日頃からチェックする体制を構築し、懸念が生じている場合には早急な対応策を実行することが求められるでしょう。

また、相手と契約する際には、「与信枠」を設定することも大切です。「与信枠」とは、利用できる金額の限度額の設定のことです。

支払えないのであれば、これ以上サービスや商品は提供しないようにし、売掛金が発生しないようにします。

6. まとめ

売掛金は、会社経営や事業を営む上での「運転資金」としての性質を有していることから常日頃から円滑に回っていることが求められる重要な資金です。そのため、経営者や事業主自らが、売掛金の回収がスムーズに行われているか常日頃からチェックする体制を構築し、懸念が生じている場合には早急な対応策を実行することになります。

最低でも、月に1回程度は、売掛金などの債権について担当者と変わったことは生じていないか、情報共有する機会を設ける必要があるでしょう。

高級車を買うという節税

企業経営者や個人事業主が、ベンツやレクサスなどの高級車に乗っているのを見ると、「儲かっているうらやましい」と思う人も多いのではないのでしょうか。

しかし、必ずしも儲かっているから高級車に乗っているとはかぎりません。節税のため、あるいは、取引先や銀行から信用を得る手段として購入していることもあるからです。

では、どうして高級車を購入することが節税になるのでしょうか。

1. 課税対象額を圧縮

高額製品の購入やサービスへの支払いも、法人の事業経費として計上することができれば、節税効果があります。

そのため、法人の社長でも個人事業主でも、いい車をお持ちの方は少なくありません。超高級車の購入が節税につながる理由をご理解いただくために、まず課税対象額の計算方法をご説明します。

「事業所得」とは、さまざまな産業分野での事業から生じる所得のことをいいます。ただし例外もあり、例えば山林の譲渡や不動産の貸し付けは、それぞれ山林所得、不動産所得となります。

税額の計算の過程において、この事業所得とその他の所得を合わせた金額が「総収入金額」となるのですが、計算式は、以下のとおりです。

$$\text{事業所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

計算式自体は、非常にシンプルです。けれども、総収入金額や必要経費の内容には、税法上細かい規定があり、何でもかんでも入ってきたものを収入、出て行くものは経費とすることはできません。

基本的な考え方としては、本来の目的である事業の活動によって発生した成果を収入、そのために払われた経済的犠牲を必要経費とするのが原則です。

ですので、例えば銀行借入などは、キャッシュイン（お金が外から手元へ流入すること）ではありますが、事業活動の成果（売上）ではないので、収入ではありません。一方、それによって発生する支払い利息は、事業遂行のために必要な資金を運用することによって発生する支出なので、必要経費となるわけです。

なお、総収入金額には、事業から生じる所得以外にも、以下のものが合算されます。

- ・金銭以外の物や権利その他の経済的利益の価額
- ・商品を自家用に消費したり、贈与した場合のその商品の価額
- ・商品などの棚卸資産について、損失を受けたことにより支払いを受ける保険金や損害賠償金等

- ・空箱や作業くずなどの売却代金
- ・仕入割引やリベート収入

次に必要経費ですが、以下のものがそれにあたります。

- ・売上原価
- ・給与、賃金
- ・地代、家賃
- ・会議費
- ・広告宣伝費
- ・交際費
- ・消耗品費
- ・減価償却費

ここで、高級車の購入を税法上の経費（損金と呼びます）とするための項目が減価償却費ですが、この部分は「3. 減価償却制度」で細かくご説明します。

いずれにしても、費用のうち税法上の必要経費にできるのは、あくまでも売上獲得のために必要である行為のみです。つまり、事業遂行のために必要な活動から発生したものでなければなりません。

したがって、会社のお金を支払って買ったものを、税務上の損金算入するためには、その出費が事業遂行のためにどうしても必要であることが説明できなければなりませんし、逆に言えば、それができれば損金算入することができ、節税につながる、ということです。

高額な超高級車の購入も、その事業遂行の上で必要であることを説明できれば、堂々と損金算入していいのです。

2. 広告宣伝効果や財務効果

1,000万円以上するような超高級車を新車でポンと購入して、それが購入年度に全額必要経費として認められれば一番よいのですが、そう簡単にはいきません。税法の基本ルールとして、10万円以上の購入物は、まず資産として計上しなければならないことになっています。

資産とは、簡単に言えば会社の所有物ということです。一方、必要経費とは掛かった費用ということですが、費用とは物（経済的価値）の費消（使い切ること）を指します。

したがって、資産は購入時に、一気に費用とすることはできないのです。つまり、購入時は資産に組み入れ、それを使い切ったときに費用とするのが原則です。購入後、数年にわたって使用できる物（固定資産）は、その見積もられる使用期間で資産金額を分割して費用に計上することになります。これが、減価償却ということです。ですので、車などの高額なモノは、当然ながら資産として計上しなければなりません。

自動車は、新車の場合と中古車の場合で必要経費としての計算方法が違ってきます。

自動車も含めて、いわゆる固定資産には、法定耐用年数といって、税法上それぞれ種類に応じて使用できる期間が定められています。

自動車の場合は、軽自動車なら4年。普通自動車なら6年です。購入金額を法定耐用年数で割った金額が、事業年度1年間分の必要経費として認められます。つまり、600万円の普通車の新車であれば、6年間、毎年100万円を必要経費に計上することができます。

けれども、例えば600万円の普通車の中古車で4年落ちのものであれば、あと2年の法定耐用年数が残っているわけですが、全額を購入年度に必要経費として計上できる仕組みになっています。

総収入金額が2,000万円、必要経費が自動車の購入費用だけと考えると、新車と中古車で購入年度の税金を比べるとどうなるでしょう。また、参考として自動車の購入をしなかった場合の税金も含めて、税率を25.5%とした場合の比較を以下のとおり表にしてみました。

	総収入金額－必要経費	課税対象額	税金
新車	2,000万円－100万円	1,900万円	484万5,000円
中古車	2,000万円－600万円	1,400万円	357万円
自動車購入なし	2,000万円	2,000万円	510万円

新車と中古車では、購入年度の税金が127万5,000円（484万5,000円－357万円）も違ってくることがおわかりいただけると思います。

自動車を購入しなかった場合は、510万円をただ税金に持っていられるだけになってしまいますが、4年落ちの中古車を購入すると、税金が357万円で済むこととなります。これが、上記「1. 課税対象額を圧縮」でご説明した節税効果です。

当然、購入金額が高額であるほど、1年分の費用化できる金額も大きくなります。

ですから、会社にキャッシュが潤沢にあるときに、高額な固定資産購入をしてその耐用年数に渡って経費化すれば、その耐用年数期間中キャッシュアウト（お金が手元から外へ流出すること）を伴わない費用を多く計上することができるので、その分節税効果も大きくなります。そうすることによって、将来のキャッシュの内部留保に良い影響を与えることができるという財務効果があるのです。

社有車というのは、対外的な印象も大きなアイテムです。

例えば、ハイエンド向けのアパレル事業等を行っている会社の社有車が、あまりに地味な国産車の中古車だと、不釣り合いどころか、取引先にとってみれば、「あの会社、ホントに大丈夫？」と不安に思われることもあるでしょう。

また、公共工事を専門に請け負う工事会社の社有車が、派手な外国車だったりしたら、印象として入札にも不利に働くかもしれません。

このように、事務所と同様、社有車も対外的には宣伝的要素が強いアイテムなので、会社のセンスや節度が問われる部分です。

客観的なバランス感がずれていない限りは、なるべく高級な車を社有車にした方がいいかもしれません。

業績が順調である印象を与えることで、会社の信頼性を高めることができますし、また、本当に良いものが分かっているという企業の価値観を示すことにもつながります。

3. 減価償却制度

上記「2. 広告宣伝効果や財務効果」でご説明した減価償却の概念は、会計学の「費用収益対応」から来ているものですが、税法もその概念を採用しており、その計算の仕方には税法上の規定があります。

税法で認められている1年間の費用算定の方法には、資産金額を耐用年数期間で均等に割って算定する定額法と、資産金額に一定比率を掛けて算定して行く定率法の2種類があります。そのうち、定率法のほうが初期の償却限度額が大きいというメリットがあるので、多くの会社では定率法を選択しています。

したがって、儲けの大きかった年度に高額な車をキャッシュで購入し、定率法で損金算入すれば、耐用年数期間の初期に損金を大きく発生させることができるので、使用から2～3年の節税効果を大きくすることでき、不透明な4、5年先に備えてキャッシュの内部留保に良い効果があります。

ただし、2011年までは、定率法の償却率は定額法の償却率（1／耐用年数）を2.5倍した数でしたが、2012年の4月1日以後はこれが2.0倍に変更されています。

また、2016年の税制改正で、「建物附属設備・高知気宇物・工業用の建物等の償却方法について、定率法を廃止」が決定されるなど、税務署も税収を上げることに必死ですから、絶えず税制改正に注意を払っておく必要があります。

4. まとめ

日本国内では以前から財政難が叫ばれ、消費税も2014年4月より5%から8%にアップし、2019年10月からは10%に上がることも決定しています。今後も、納税者にとって有利な税金対策となる施策が見直しの対象となっていくことは、想像に難くありません。少しでも有利なうちに、上手に税金対策をするのが良さそうです。

このような点に関しても、頼りになる税理士さんと日頃から良い関係を築き、常に会社にとって有利な情報を受け取りつつ、好ましい対応を施してもらえよう依頼をしておけば安心ですね。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

6 損金となる交際費

(1) 損金となる交際費の限度額

会社が使う交際費は、寄付金と違って、事業をやっていくうえで必要な支出です。そのような支出であれば、当然その支出された全額が、損金となるはずですが。

しかし、会社は本来、商品の質や値段・サービスなどで競争すべきであって、得意先を酒などでもてなしたり贈り物をして売上げを伸ばそうというのは、健全な商慣習という面からみて、あまり感心したことではありません。また、このような支出は、社会的にみてもムダ使いです。

そこで、このような交際費の支出をできるだけ抑えようということで、税法では、交際費は、原則として、

その全額を損金としない

ことにしています。

非常に、厳しい規定です。

しかし、中小会社については、特別に、交際のうち一定の限度額までは、損金として認められることになっています。

この一定の限度額は、期末の資本金によって、次のように定められています。
資本金が1億円以下の会社（注）

平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度

① 交際費の金額が、年間800万円未満の場合

交際費の金額

② 交際費の金額が、年間800万円以上の場合

800万円

(注) たとえ資本金が1億円以下の会社であっても、

- ・資本金が5億円以上の会社に100%株式を所有されている場合
 - ・資本金が5億円以上の**複数の会社**に100%株式を所有されている場合
- には、この特例の適用がありません。

例えば、

事業年度の期間 1年

資本金 5,000万円

の会社の、損金不算入となる金額は、交際費の金額によって、次のようになります。

交際費の金額が、**年間700万円**の場合

損金に算入される限度額

700万円

損金に算入されない金額

$700万円 - 700万円 = 0円$

交際費の金額が、**年間900万円**の場合

損金に算入される限度額

800万円

損金に算入されない金額

$900万円 - 800万円 = 100万円$

損金に算入されない金額を、別表四において加算することになります。

交際費の損金算入限度額は、

平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度において、次のとおりとなります。

- (1) 大会社
 - ・「新限度額」
- (2) 中小会社
 - ・「新限度額」と「従前限度額」との選択適用

なお、「新限度額」とは、次のように計算した金額、となります。

(交際費のうち、飲食費の額) × 50%

(注) 飲食費の額には、専らその会社の役員及び従業員等に対する接待等のために出する費用(社内接待費)は含みません。

(2) 交際費とはどんなものか

交際費は、原則として損金とはなりません。

したがって、会社の支出した費用が、交際費となるかならないかは、大変重要なことです。

税法にいう交際費の範囲は、非常に広がっています。

そのポイントは、3つあります。

まず第1に、会社がどんな科目で処理しようとも関係なしに、交際費の判定をするという事です。

つまり、会社が、

交際費勘定

で処理したものはもちろんのこと、

会議費

販売促進費
諸会費
ほかの勘定科目

で処理したのも、その内容によっては交際費になる、ということです。

第2のポイントは、その行為が誰に対してなされたものであるか、です。
会社が、

その得意先、仕入先など
を接待する費用は、当然に交際費となります。

しかもそのほかに、事業に関わりのある者、すなわち、
その会社の役員、使用人
に対する接待についても、交際費ということになります。

例えば、社内の会議が終わった後に、全員で料亭に行って飲んだり食べたり
した費用は、

会議費ではなく、
交際費
となります。

その第3のポイントは、何をしてあげるか、です。

それは、

酒食のもてなし
旅行や芝居への招待
贈りもの

そのほかにこれらと似たようなこと
をするために支出する費用が、交際費となります。

つまり、税法では、交際費となるかならないかは、

どんな科目であろうとも、
誰に対して、
何をしてあげたか

によって判定することになります。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎通信費の仕訳

1. 通信費とは

(1) 通信費の定義・意味など

通信費とは、会社の経営に使用される、電話料金や郵便代金などの通信のために必要とした費用のことである。

通信費の中には、携帯電話代金や宅急便の配達代金、ハガキ代や郵便切手代などが含まれる。他にもファックス代やインターネット関連の費用、有料放送の視聴料などもあるが、これらの経費は通信費という勘定項目で管理できる。

電報料金やサーバー代などは通信費に含まれるが、電話のリース料金や宣伝用のダイレクトメール、印紙などの経費は通信費に含めることはできない。

(2) 法人・個人の別

通信費は法人・個人で使用される勘定科目である。

(3) 通信費の範囲・具体例

通信費として処理をするものとしては、具体的に、次のようなものがある。

◇電話関係

- ・電話代
 - ・固定電話の通話料
 - ・携帯電話の通話料
- ・国際電話代
- ・ファックス送信代
- ・電報代
- ・テレホンカード
- ・電話加入権

電話加入権は解約するまでのあいだは無形固定資産として処理をする。なお、電話加入権は減価償却による費用化はできない。

- ・ファックス用紙

ファックス用紙は一般に事務用品として取り扱われているので、消耗品費勘定で処理をする。

◇郵便関係

- ・郵便料金一般

- ・切手
- ・官製はがき
- ・年賀状
- ・郵便物
 - ・内国郵便物
 - ・通常郵便物
 - ・小包郵便物（郵便小包）
 - ・ゆうパック
 - ・ゆうメール
 - ・レターパック
 - ・クリックポスト
 - ・国際郵便物
 - ・通常郵便物
 - ・航空便（航空郵便）
 - ・船便
 - ・小包郵便物（郵便小包）
 - ・航空便（航空郵便）
 - ・船便
- ・特殊取扱（オプションサービス）
 - ・速達
 - ・書留
 - ・一般書留
 - ・現金書留
 - ・簡易書留
 - ・配達証明
 - ・内容証明など
- ・私書箱使用料
- ・宅配便
- ・メール便
- ・バイク便
- ・社内便

◇封筒・便箋

封筒・便箋は一般に事務用品として取り扱われているので、消耗品費勘定で処理する。

◇小包郵便物

ゆうパック・ゆうメール・レターパック・クリックポストなどで、取引先等へ書籍・消耗品・備品等を発送した場合は通信費勘定で処理する。ただし、得意先等へ商品・製品を発送した場合は荷造発送費勘定で処理する。荷造発送費は、得意先等へ商品・製品を販売するための荷造と発送にかかる費用などを処理する費用勘定である。

◇テレビ関係

- ・NHK受信料

NHK受信料は、通信費勘定で処理する。雑費勘定で処理をしてもよい。

- ・ケーブルテレビ使用料

ケーブルテレビの使用料も通信費勘定で処理する。雑費勘定で処理をしてもよい。

◇インターネット関係

- ・Eメール
- ・プロバイダー入会金
- ・プロバイダーに係る工事費等
- ・インターネット
 - ・インターネット回線の使用料
 - ・プロバイダー料
- ・クラウドサービスの利用料
- ・レンタルサーバ（Webサーバ・メールサーバなど）の利用料

◇その他

- ・有線放送

有線放送の利用料も通信費勘定で処理する。雑費勘定で処理をしてもよい。また、店内で顧客用にBGMとして利用している場合などは販売促進費勘定で処理することも考えられる。

(4) 他の勘定科目との関係

◇広告宣伝費等

- ・ダイレクトメールなど

ダイレクトメールの郵送料は、郵便料金自体は通信費に該当するが、支出の目的から勘案し、広告宣伝費勘定で処理したほうが妥当である。

ただし、金額が小さい場合は通信費勘定で処理してもよい。また、宣伝や贈答のために、テレホンカードを購入した場合は、使用目的により、広告宣伝費、または交際費になる。

- ・電話帳広告掲載料

電話帳広告掲載料は、広告宣伝費勘定で処理する（一緒に請求がくることがあるので注意）。

◇荷造運賃発送費

商品を販売した際の会社負担の諸費用は、荷造運賃発送費勘定で処理する。

◇租税公課

- ・収入印紙

収入印紙は、通信費ではなく租税公課勘定で処理する。

2. 通信費の決算等における位置づけ等

(1) 通信費の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 通信費

(2) 区分表示

◇販売費及び一般管理費

通信費は販売費及び一般管理費に属するものとして表示する。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(販売費及び一般管理費の範囲)

第八十四条 会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする。

3. 通信費の会計・簿記・経理上の取り扱い

会計処理方法

(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等

◇期中

通信に要した費用を支払ったときは、通信費勘定の借方に記帳して費用計上する。

◇期末（決算時）

決算整理仕訳（消耗品の整理）

郵便切手などは、原則として、期末に棚卸しを行い、未使用分を貯蔵品として資産計上する。ただし、每期継続適用を条件に資産に計上しないこともできる。

(2) 通信費の管理

◇補助科目の作成

通信費として支出する項目は多いので、補助科目を作成して管理する。

(3) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 通信費の支払いを行ったとき

例題 電話料、電報料、ファックス、電子メール専用料等の通信費の今月分20万円が、普通預金より電話局に自動支払いされた。

通 信 費	200,000	普 通 預 金	200,000
-------	---------	---------	---------

2 通信用箋・封筒等の期末処理のとき

例題 9月決算の当社で、6月10日に封筒、通信用箋60万円を購入し、同日小切手払いした。9月30日の決算日に、これらのうち5万円程度の貯蔵品が残った。

6/10	通 信 費	600,000	当 座 預 金	600,000
9/30			仕 訳 な し	

★ポイント★ 貯蔵品となる封筒、用箋等に金銭的に重要性がなく、継続適用を要件として、9月30日の仕訳は省略が可能となる。ただし、60万円の支出が異常でないことが必要である。

3 購入した収入印紙・郵便切手で期末未使用があるとき

例題 9月決算の当社で、6月10日に収入印紙、郵便切手計150万円を現金で購入し、期末に30万円分未使用が残ったとき。

6/10	通 信 費	1,500,000	現 金	1,500,000
9/30	現 金	300,000	通 信 費	300,000

★ポイント★ 収入印紙、郵便切手はその性質が金銭と同一のため、期末未使用分は金銭の大小にかかわらず上記の仕訳を必要とする。

4 ダイレクトメール発送で郵便料金を支払ったとき

例題 当社は、新商品のキャンペーンのためダイレクトメールを1,000社に発送した。その際、郵便料金12万円を現金払いした。

広告宣伝費	120,000	現 金	120,000
-------	---------	-----	---------

★ポイント★ 「通信費」でもよいが、このような場合、予算統制の実をあげるには「広告宣伝費」処理が望ましい。

4. 通信費の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

消費税法上、国内の電話、郵便料金などは課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。

ただし、国際電話・国際郵便などの国外取引は免税取引として消費税が免除される（輸出免税）ので、仕入税額控除の対象とはならない。

消費税基本通達

（輸出免税等の具体的範囲）

7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。

…

(9) 国内と国外との間の通信又は郵便若しくは信書便